

建設業の法令遵守等について

1. 建設業法違反等行為事例と留意点
2. 建設業の働き方改革の推進
3. 建設工事における適正な工期の確保に向けて

1. 建設業法違反等行為事例と留意点

～相談の多い違反行為等事例から～

1. 支払期日超過(建設業法24条の3、6)

□事 例

- ①発注者(施主)から元請に対して、完成代金の支払いがなされてから1月を超え、なお、1次下請に完成代金が支払われていない
- ②1次下請(※)から元請に対して、工事完成による工事完成物の引渡し申出を行った日から50日を経過しても完成代金の支払がない

(※特定又は資本金4千万未満除く)

問題点

○元請→1次下請に対して支払遅延があれば、2次・3次・技能者へ支払遅延が連鎖する可能性

注意

○元請(支払義務者)は、以下の点に留意すること

- ・発注者からの支払日及び下請からの引渡し申出日を適切に管理すること
- ・業法上の支払期日と自社の支払スパン(※)を意識すること

(※支払スパン例;月末締め翌々月末日払い)

6 支払期日が守られていますか？

- 工事目的物が完成引渡し後に、正当な理由がなく、長期間にわたり保留金として工事代金の一部を支払わない場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が注文者から支払いを受けた日から1月以内、又は下請負人の引渡し申出日から50日以内のどちらか早い方で下請代金を支払わない場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ✓ 工事完成・引渡し後、保留金のない支払いがされていますか。
- ✓ 支払期日は、元請負人が注文者より支払いを受けてから1月以内、又は引渡し申し出から50日以内となっていますか。

要注意



●●●● こんな取引を目指しませんか？ ●●●●

- 工事完成・引渡し後、請負代金の支払いを留保することなく、建設業法で定められた支払時期内の日付で支払期日が設定されていることを確認しましょう。
- 請負代金の支払いは、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くし、早い時期に支払われるように協議しましょう。

□事 例

元請は、施工上の不出来を理由に、下請
に対して、一方的に工事のやり直しをさせ
るとともに、その費用を負担させた

問題点

○契約当事者は、あくまで対等な立場であり、双方
が信義に従い契約を履行する義務を負う(業法
18条)ところ、元請が一方的に下請に責任を負
わせ費用を負担させた

注意

○元請は、以下の点に留意すること

- ・やり直し工事の必要性は客観的に判断すべき
- ・下請にその責めがあると考えられる場合は、その理由を当該下請にしっかりと説明すること
- ・双方納得がいかない場合は、契約条項に基づき紛争審査会に判断を委ねることも解決の1つ

2章 こんな取引条件に要注意!!

5 やり直し工事費用を一方的に押し付けられていませんか？

- やり直し工事となった責任や費用負担を明確にしないまま、元請負人が下請負人に費用を一方的に負担させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、元請負人が下請負人にやり直し工事の費用を一方的に負担させた場合は、建設業法違反になるおそれがあります。

チェック ポイント

- ☑やり直し工事が発生した場合の責任や費用負担について、契約書面において明示されていますか。
- ☑やり直し工事について、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、一方的に費用負担を求められていませんか。

要注意



●●●● こんな取引を目指しませんか？ ●●●●

- 予めやり直し工事が発生した場合の取り決めについて協議しておき、合意した内容については責任関係を明確にするために契約書面へ記載しましょう。
- やり直し工事の責任や発生経緯を整理して、やり直しに必要な費用について元請負人と下請負人の間で協議したうえで、必要に応じ契約変更をしましょう。

3. 見積内容が不明確(建設業法20条4項、20条の2)

□事 例

見積依頼内容及び見積書において、その内訳が明示されておらず、契約金額に諸経費や法定福利費が含まれているか不明

問題点

○もともと、契約金額の内訳が書面で明示されていないことから、工事完了後の完成代金請求の段階になって、金額の争いが生じた

注意

○契約当事者は、以下の点に留意すること

- ・書面明示がないと、それを証明することは困難
- ・事後の争い防止のため、契約額の内訳は着工前にあらかじめ双方で確認し合意しておくこと
- ・諸経費の内訳や法定福利費も見積書等で明示しておくこと

2章 こんな取引条件に要注意!!

1 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか?

- 見積条件の提示にあたって、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しない場合や、工期等に影響を及ぼす地盤沈下などの事象が発生するおそれがあると知りつつ、その情報を提供しないまま契約した場合は建設業法違反になるおそれがあります。
- 元請負人が下請負人の見積りを行うために必要な一定の期間を設けなかった場合は建設業法違反になります。

チェックポイント

- ☑ 工事内容、工事着手及び工事完成の時期、支払時期及び方法等の具体的内容の見積条件が提示されていますか。
- ☑ 工事1件の予定価格の金額に応じた見積期間が設けられていますか。

要注意



●●●●● こんな取引を目指しませんか? ●●●●●

- 具体的な施工条件や業務分担を明確にするため、書面による見積条件の提示と見積内容について十分に協議する期間が取られていることを確認しましょう。
- 適切な水準の賃金を確保できるような労務費や市場価格を参考にした材料費、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかになっているかなど、工事内容に応じた適切な見積りとなっていることを確認しましょう。

□事 例(口頭契約により問題発生)

- ①施工後に金額折衝し、折り合わずトラブル
- ②支払の段階になって、元請が予算オーバーとして減額の申し出
- ③施工範囲や工期が不明確
- ④支払条件の約定がないため支払期日が不明

問題点

- 口頭契約は
- ・支払いトラブルの主な原因となる
 - ・契約内容の証明が困難である
 - ・下請側が不利となることが多い

注意

- 契約当事者は、以下の点に留意すること
- ・着工前に書面契約締結を遵守
 - ・発注者側は、契約当事者の下請のみならず、その下請への影響も考慮すべきであること
 - ・受注者側は、口頭契約は、相当のリスクを負うという認識をもって対応にあたること

2 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか？

- 工事契約は着工前に書面で行う必要があり、口頭契約などの書面を交わさない契約及び工事着工後に契約書面を交付する行為は、建設業法違反になります。
- 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要であり、必要事項を満たさない契約書面を交付した場合は、建設業法違反になります。

チェックポイント

- ✓ 工事着工前に契約を書面で交わしていますか。
- ✓ 書面で交わされた契約内容は具体的な内容となっていますか。

要注意



●●●●こんな取引を目指しませんか？●●●●

- 建設業法で定められた必要事項も含め、元請負人と下請負人の間で合意された事項を記載した契約書面を工事着工前に交わしましょう。
- 契約内容を変更する場合、工事内容、工期、請負代金額の精算方法などについて協議し、変更内容を記載した書面を改めて交わしましょう。

5. 赤伝処理(建設業法18条、19条、19条の3、20条4項)

□事 例

- ①下請の施工上の出来形が良くないとして、他社に施工させた手直し工事費用を、請負代金額から一方的に差し引き
- ②書面にて合意がないにも関わらず、下請から完成代金の5%を一律差し引いた

問題点

○いずれも、差し引く側が相手方に、差し引きについて書面で合意を得ていない。

注意

- 発注者側は、以下の点に留意すること
- ・下請の工事代金から差し引きを行う場合は、事前に当該下請にその内容等について説明し、書面にて合意を得ること
 - ・差し引きの原因が、下請の施工上の不出来に関わるものであれば、その責任の所在についても説明のうえ、事前に双方で合意しておくこと

2章 こんな取引条件に要注意!!

7 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか？

- 見積条件や契約書において差引額に関する事項を明示しなかった場合は建設業法違反になるおそれがあります。
- 双方の協議・合意がなく、元請負人が一方的に根拠不明確な諸費用を差し引いたり、実費より過大な費用を差し引いた場合は建設業法違反になるおそれがあります。

チェックポイント

- ✓ 見積条件や契約書面に差引額について明らかになっていることを確認したうえで、お互いが協議・合意をしていますか。
- ✓ 請負代金から一方的に、根拠が不明確な諸費用を差し引かれたり、過大な費用が差し引かれたりしていませんか。

要注意



●●●● こんな取引を目指しませんか？ ●●●●

- 工事で生じた残材の処理費、現場の清掃費、安全協力費などの費用負担の分担を明確にし、請負代金から差し引く事項を書面で確認しましょう。
- 差引額について透明性が確保されるよう、算定根拠や使途等を明らかにして、元請負人と下請負人が合意のうえで請負代金の支払いに反映しましょう。

6. 無許可業者との下請契約(建設業法3条1項、28条1項6号)

□事 例

大臣許可業者である元請は、無許可業者と軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結

問題点

○元請は、当該無許可業者との契約を2本に分け、それぞれが500万円を超えないようにしていた

注意

- 契約当事者は、以下の点に留意すること
- ・業法違反を免れるために契約を分けても、一般に、そこは実態で判断される
 - ・発注者側は下請予定業者の許可の取得状況について、事前に確認しておくこと
 - ・当初契約時点で500万円を超えていなくても、変更契約で超えれば業法違反の可能性

違反事例

- 建設業者が、建設業の許可を受けていない(必要な業種の許可を受けていない)建設企業【無許可業者】と、500万円以上(軽微な建設工事の範囲を超える)の建設工事の下請契約を締結した。

違反行為の 発生原因

- 建設業を営む者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可(国土交通大臣又は都道府県知事)が必要となります。
軽微な建設工事(建設業法施行令第1条の2)とは、
○建築一式工事以外は、1件の請負代金の額が500万円未満の工事
○建築一式工事の場合は、1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事(いずれか一方の要件を満たしていれば軽微な建設工事となる)

○ 建設業許可(業種)の確認不足

- ・以前(取引開始時等)に建設業許可を確認していたが、請負契約を締結する前に建設業許可(有効期間)を確認しなかった。
- ・建設業許可を受けていることは確認していたが、必要な業種の許可を確認しなかった。
例)土木工事業・建築工事業(基本、元請建設企業として請け負う業種)の許可を受けていたが、(直接)施工に必要な専門工事の業種(塗装工事業等)の許可を受けていなかった。
- ・登録電気工事業者等、他の登録制度等(の番号)を建設業許可と誤認していた。

○ 建設業法の認識不足

- ・①当初の請負契約が、②(支給材料や機器代金等を含まず)施工部分のみが、③消費税抜きで、500万円未満であれば建設業許可は不要と誤認していた。
- ※会社として、許可を受けた業種については500未満の建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することは出来ません。

○ 請負代金の確認不足

- ・当初の下請契約の請負代金は500万円未満(※)であったが、増額の変更契約により500万円以上になってしまった。

無許可業者と下請契約を締結しないためには！

- **建設工事の下請契約を締結する際は、その都度、下請建設企業の建設業許可を確認することが必要。**
下請建設企業が、必要な業種の建設業許可を受けているか、許可は有効期間内(※)か、下請契約を締結する営業所は当該業種の許可を受けているか(必要な届出をしているか)を確認。
※有効期間満了後も、更新の許可申請書を提出している場合は、その処分(結果)がされるまでの間は従前の許可は有効。
・建設業者の建設業許可の状況については、国土交通省ホームページの「建設業者・宅建業者等企业情報検索システム」でも確認することが可能。
URL : <https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/> ※情報が反映されるまでタイムラグがあるので注意。
・当該システムで確認できない場合は、建設業許可の通知書、許可行政庁への届出書の写し等で確認。
- 無許可業者と下請契約をした場合は、増額となる変更契約が生じない(総額で500万円以上にならない)よう注意が必要。
- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(元請企業)は、建設業法第24条の7の規定により、当該建設工事の(全ての)下請負人が、建設業法等の規定に違反しないよう、当該下請負人の指導に努めることが必要(監督処分等の対象)。
- 施工体制台帳作成工事で、下請建設企業から再下請負通知書が提出された場合は、当該通知書の建設業許可欄により建設業許可の内容を確認することが可能(確認も必要)。

□事 例

- ①建設業標識の未掲示(工事現場)
- ②施工による騒音・振動
- ③違法(迷惑)駐車
- ④施工現場の安全管理が不十分
- ⑤境界を越境した無断施工

問題点

○近隣住民からの通報の背景には、近隣住民と施工者間で、意思疎通が図れていないケースが多い

注意

○施工者側は、以下の点に留意すること

- ・建設業法はもちろん、騒音規制法等の関係法令を遵守するとともに、施工にあたり近隣住民から申し出があった場合は、真摯に説明等を行うこと
- ・特定元請は、施工体系上、全ての下請に対して業法等違反がないよう指導に努めねばならない

特定建設業者の元請の責務とは

R5.6関東地方整備局

【建設業法第24条の7】

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。(建設業法第24条の7)

なお、**下請業者とは、一次下請業者だけでなく、当該建設工事に従事する全ての下請業者が対象**になります。

元請：特定建設業者の責務とは



現場での法令順守指導の徹底



下請業者の法令違反については是正指導



下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

指導すべき法令の規定

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)建設業の許可(3条) (2)一括下請負の禁止(22条) (3)下請代金の支払(24条の3・6) (4)検査及び確認(24条の4) (5)主任技術者の設置等(26条、26条の2)
建築基準法	(1)違反建築の施工停止命令等(9条1項・10項) (2)危害防止の技術的基準等(90条)
宅地造成及び特定盛土等規制法	(1)宅地造成等工事に関する災害防止のための技術的基準等(13条) (2)宅地造成等工事の災害防止措置命令等(20条2項～4項) (3)特定盛土工事等に関する災害防止のための技術的基準等(31条) (4)特定盛土工事等の災害防止措置命令等(39条2項～4項)
労働基準法	(1)強制労働等の禁止(5条) (2)中間搾取の排除(6条) (3)賃金の支払方法(24条) (4)労働者の最低年齢(56条) (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(63条、64条の2) (6)安全衛生措置命令(96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	(1)労働者供給事業の禁止(44条) (2)暴行等による職業紹介の禁止(63条1号、65条9号)
労働安全衛生法	(1)危険・健康障害の防止(98条1項)
労働者派遣法	(1)建設労働者の派遣の禁止(4条1項)

建設業担当部局に寄せられる苦情・相談

- 国土交通省の建設業担当部局に寄せられる苦情・相談(平成24年度:約3,600件)のうち、その約7割が建設工事の請負代金等の支払に関する問題です。
- 請負代金の支払の問題は、基本的には契約上の債権債務に関することであるため、行政は介入できず、当事者間による解決が原則となります。
⇒ 弁護士・建設工事紛争審査会の活用、建設業取引適正化センターへの相談等による対応



請負代金の支払に関する紛争＝経営上の重大なリスク

- 請負代金の支払に関する紛争は、その解決を図るため、それぞれの当事者に経済的・時間的・労力的な負担が生じ、その間の資金繰りが悪化して、再下請負人に対する代金や技術者・技能労働者に対する賃金の支払遅延が生じた場合、取引先や雇用者からの信用低下につながるなど、その後の経営上の重大な問題に発展する恐れがあります。
- 請負代金の支払に関する苦情・相談の大半は、**書面契約を交わしていない**こと等が原因となって発生しています。建設業者は、その場での口約束は、**経営上の重大なリスク**と認識し、請負代金の支払に関する紛争の発生を未然に防止するために書面契約を交わす必要があります。



紛争の未然防止(契約内容の書面化の徹底)

- 建設業法では、後日の紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請負契約の当事者(元請負人・下請負人)に対して、**事前に書面による契約を義務づけています**。
- 特に、請負代金の支払に関する紛争は、後日、変更内容に関する当事者間の主張が食い違うことにより生ずる場合が多いため、**契約内容を変更する場合は、速やかに書面化により変更契約を締結**する必要があります。速やかな変更契約書作成等が困難な場合は、当事者が**合意した変更内容を書面化**し、相互に交付し合う必要があります。これらの書面は、後日、紛争が生じた際、**自らの債権債務を主張する重要な証拠**となります。
- 契約内容の書面化にあたっては、当該契約が**事業主間の契約(請負契約)なのか、事業主と労働者間の契約(雇用契約)なのか**を意識して作成することも重要ですが、**工事途中に作業が追加されるときには、特に、留意する必要があります**。

建設業法第19条の内容

- 建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して法律で定める14の項目(工事内容、請負代金額、工期、紛争の解決方法等)を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で上記の項目に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は押印をして相互に交付しなければならない。

2. 建設業の働き方改革の推進

～罰則付き時間外労働規制適用を踏まえて～

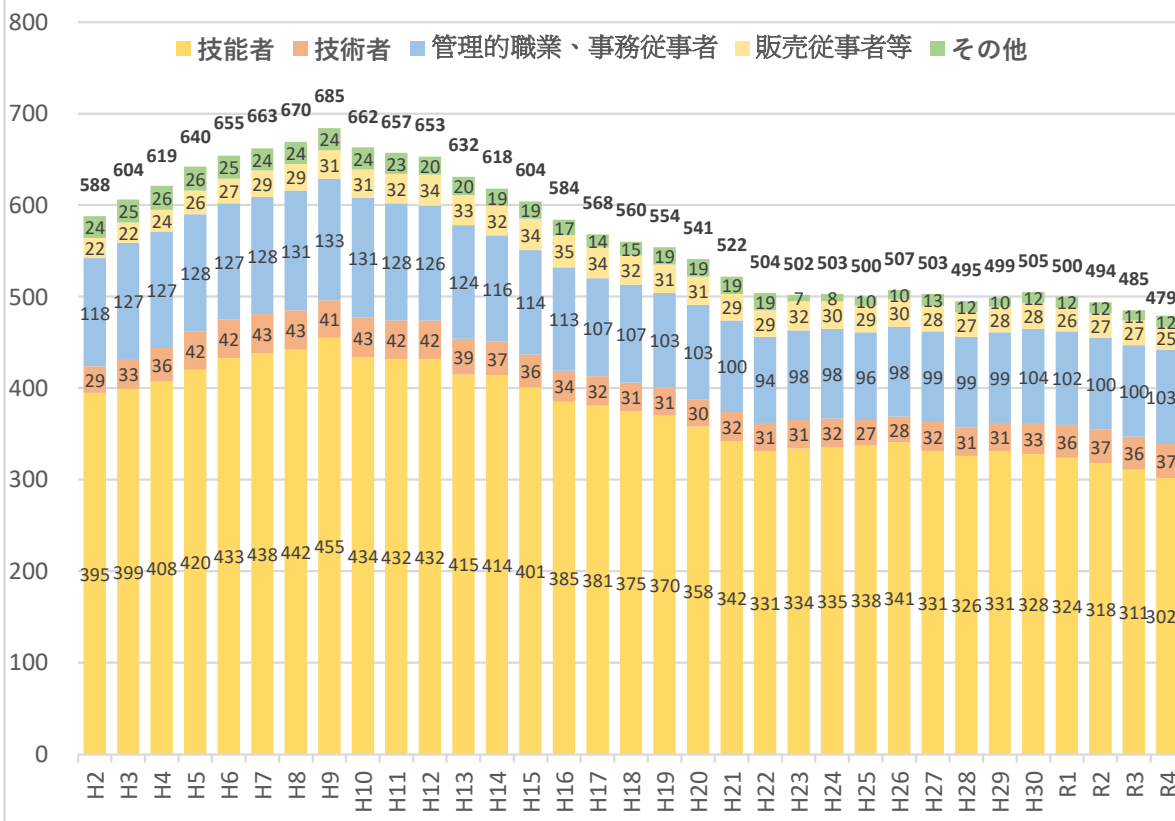
技能者等の推移

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

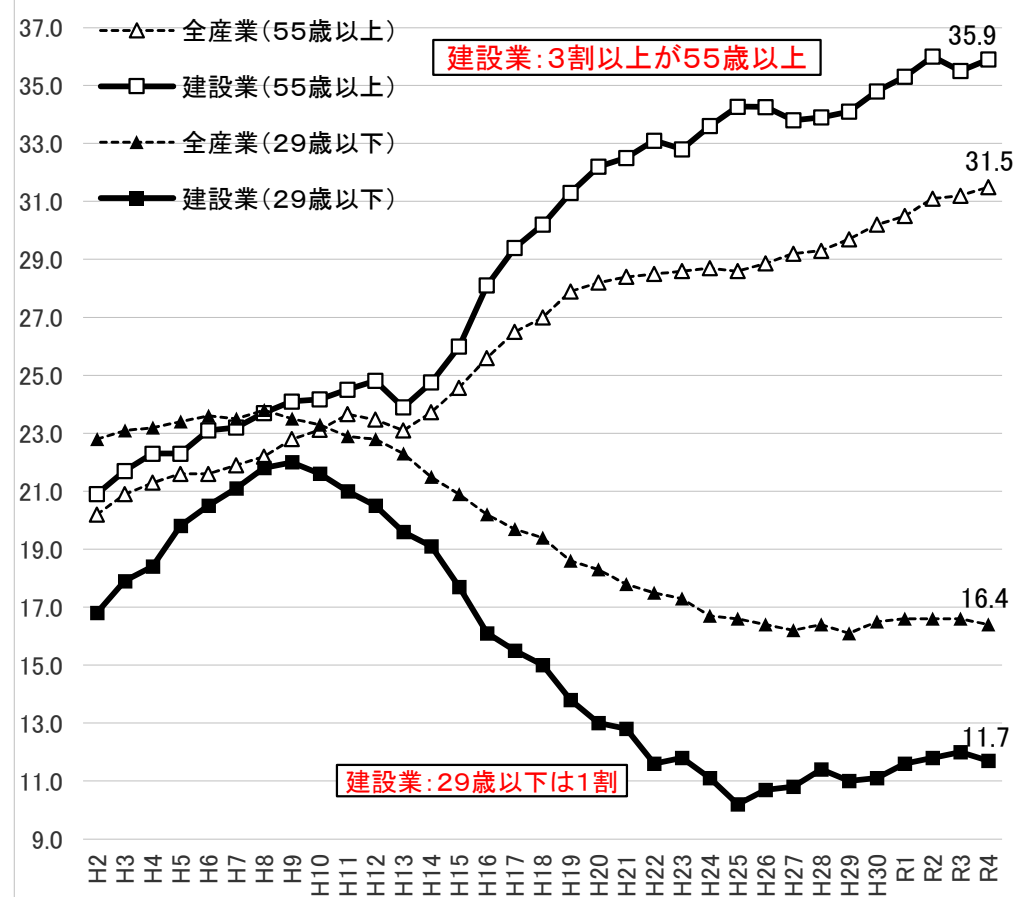
建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



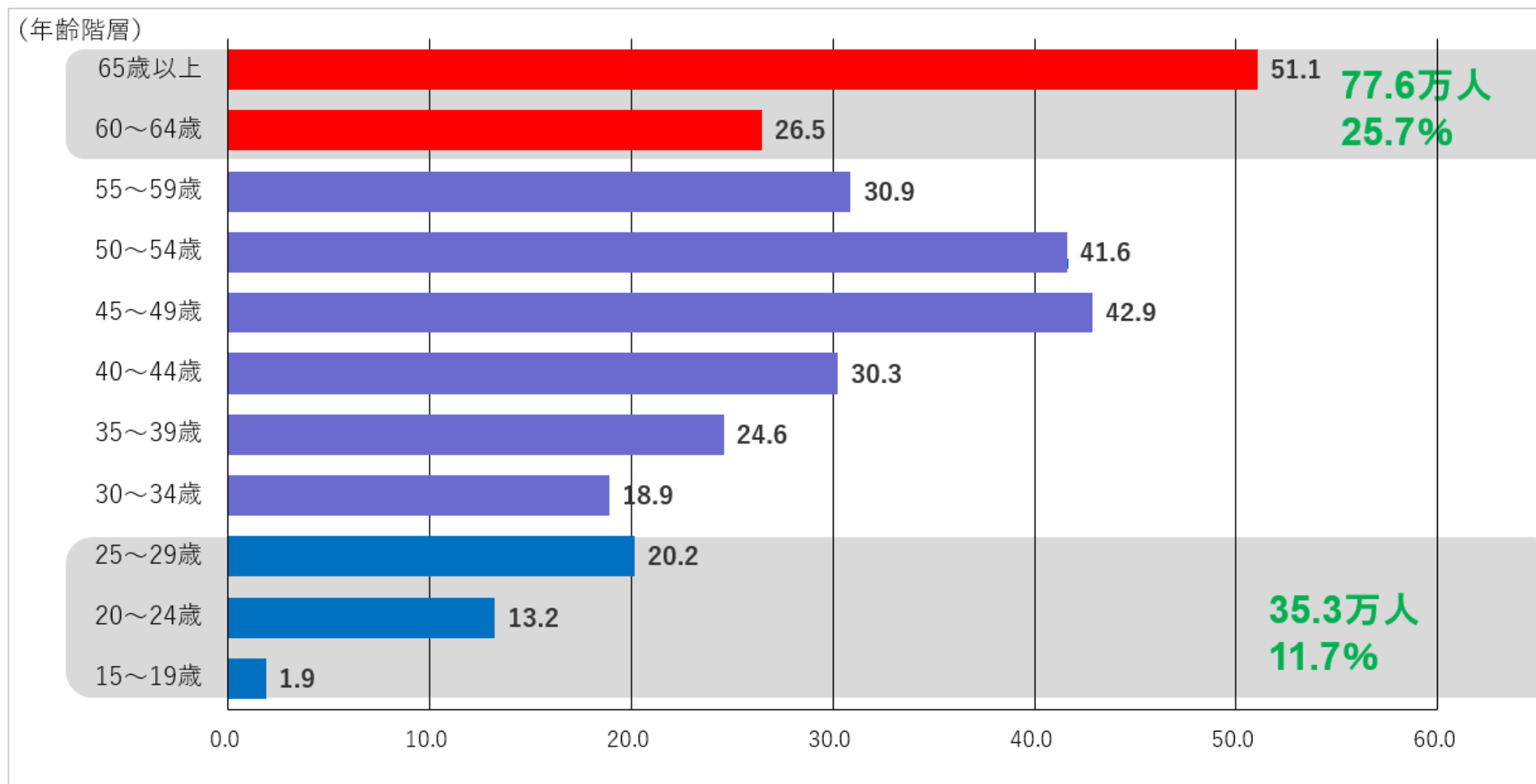
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

建設産業における働き方の現状

(参考)

産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

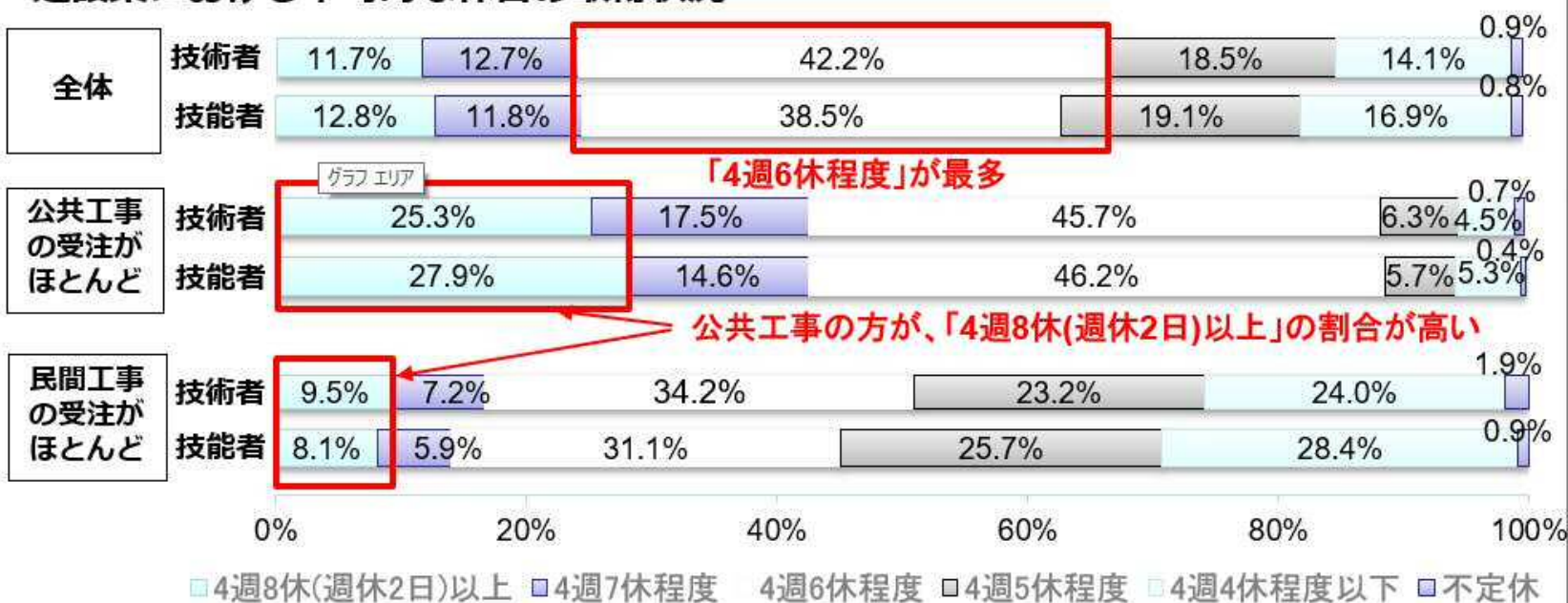
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)
罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
 - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ③ 年 720時間(月平均60時間)
 - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
 - ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
 - ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
 - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法> ※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

○発注者の責務 - 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） - 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） - 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 - 適正な請負代金・工期での下請契約締結	○発注者・受注者の責務 情報通信技術の活用等による生産性向上	○発注者の責務 - 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 - 災害協定の締結、発注者間の連携 - 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用	○調査・設計の品質確保 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
○工期の適正化 - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 - 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 - 社会保険の加入を許可要件化 - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い	○技術者に関する規制の合理化 - 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要	○災害時における建設業者団体の責務の追加 - 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 - 経営管理責任者に関する規制を合理化 - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事が発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

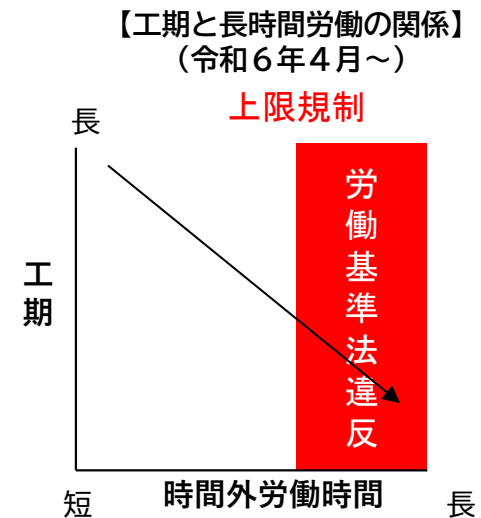
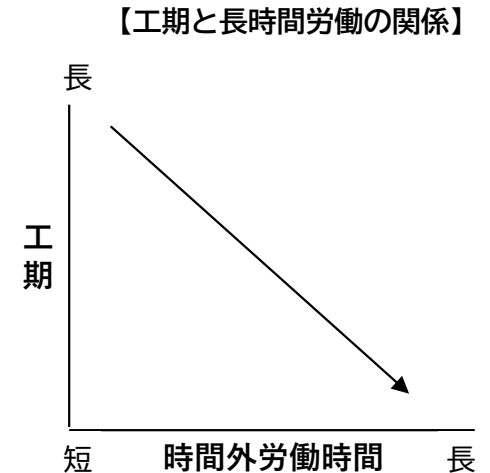
- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- ・工期設定の指針等を見直し
- ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
- ・新たな経費補正措置の立案を検討
- ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点

※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）

※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等による周知

地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ(予定)

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】

- ・週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【厚労省と連携】

- ・調査対象：発注者・元請業者

活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査等の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、立入検査等を実施し、必要に応じて注意喚起・指導監督等を行い、法令遵守、請負契約の適正化に向けた取組を促す。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

令和元年度以前は11月を、令和2年度以降は10～12月を推進期間に位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

とりわけ、来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、厚生労働省の都道府県労働局や労働基準監督署と連携し、「建設業関係労働時間削減推進協議会」へ参加するなど積極的な対応を図る。

建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる「建設業取引適正化センター」について、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

今年度の重点項目

受発注者間・元請下請間・1次下請2次下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）、資機材の価格高騰を受けた対応の状況等についてモニタリング調査を行う。とりわけ、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置きつつ、モニタリング調査を行い、受発注者に対して必要な注意喚起等を行う。

● 工期特化モニタリング調査（厚生労働省との連携）

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況確認など工期に特化したモニタリング調査を実施する。また、このモニタリング調査に厚生労働省の労働基準監督署が同行し、同署から罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す。

	元請下請間	受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	昨今の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請
実施方法	ヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	ヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や 見積りに基づく協議状況等についてヒアリング ・ 工期の設定方法等 ・ 下請負人に対する標準見積書の働きかけの状況 ・ 法定福利費の明示状況 ・ 法定福利費の算出方法 ・ 契約締結に至る過程での下請負人との協議状況	スライド条項の適切な設定・運用や 必要な契約変更の実施等についてヒアリング ・ 請負業者の選定方法 ・ 工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む） ・ 価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）
調査対象	229か所 （令和5年3月現在）	49か所 （令和5年3月現在）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	改善・留意すべき事項について、文書で通知	改善・留意すべき事項について、文書で通知

※）調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

3. 建設工事における適正な工期の確保に向けて

～適正な工期設定を行うためのポイント～

建設工事における 適正な工期の確保に向けて



令和5年5月31日
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 ※一部抜粋

不適正な工期を与える現場への影響

～現場の長時間労働や施工品質の低下～

建設工事では、契約工期内に目的物を竣工させることが大切であることは言うまでもありません。しかしながら、工期の設定に余裕がないために、それを守ろうとして工事を進めることで、現場に様々な悪影響が生じているケースが少なくありません。



工期の不足で 長時間働かざるを得ない状況に

ほとんどの建設現場で工期の日数不足が認識されています。このように余裕のない工期の設定が多いことで、竣工が遅れないよう早出・残業や休日出勤を重ねるなど、工事に携わる人々が長時間働かざるを得ない状況が顕著となっています。

工期の不足度具合

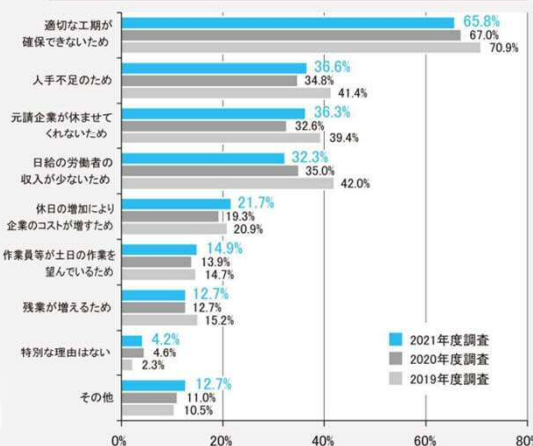


出典:円滑な施工の確保に関する調査(日建連/2020年11月)

週休2日制の導入にも マイナス影響

多くの産業においてすでに定着している週休2日制ですが、建設業では導入が遅れていて、週休の平均日数が1日以下という労働者も少なくありません。適正な工期が確保できないことは、建設業における週休2日制の定着を妨げる大きな要因となっています。

週休2日制を導入できない理由...(MA)



出典:働き方改革における週休二日制、専門工事業の適正な評価に関する調査(建専連/2021年)

施工品質の低下が憂慮される

工期に余裕のない建設工事では、作業者の長時間労働による疲れやスピードを優先するあまり、施工ミスや事故が発生する危険性が高まります。



新・担い手 3 法が成立し適正な工期設定の推進へ

以上のような状況を背景に、令和元年に「担い手 3 法※」が一体的に改正され、「新・担い手 3 法」が成立しました。そして、新しくなった建設業法に基づいて、中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成されるなど、適正な工期設定を推進するための、取組の充実が始まっています。

※担い手 3 法：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律





建設業の時間外労働規制の見直し

建設業の将来の担い手確保の観点からも、長時間労働の是正や週休2日の確保など、働き方改革の推進が喫緊の課題となっています。また、時間外労働の上限規制は、建設業はこれまで適用猶予とされていましたが、令和6年4月1日以降は適用となり、違反した場合は罰則の対象となります。

《労働基準法の改正内容》

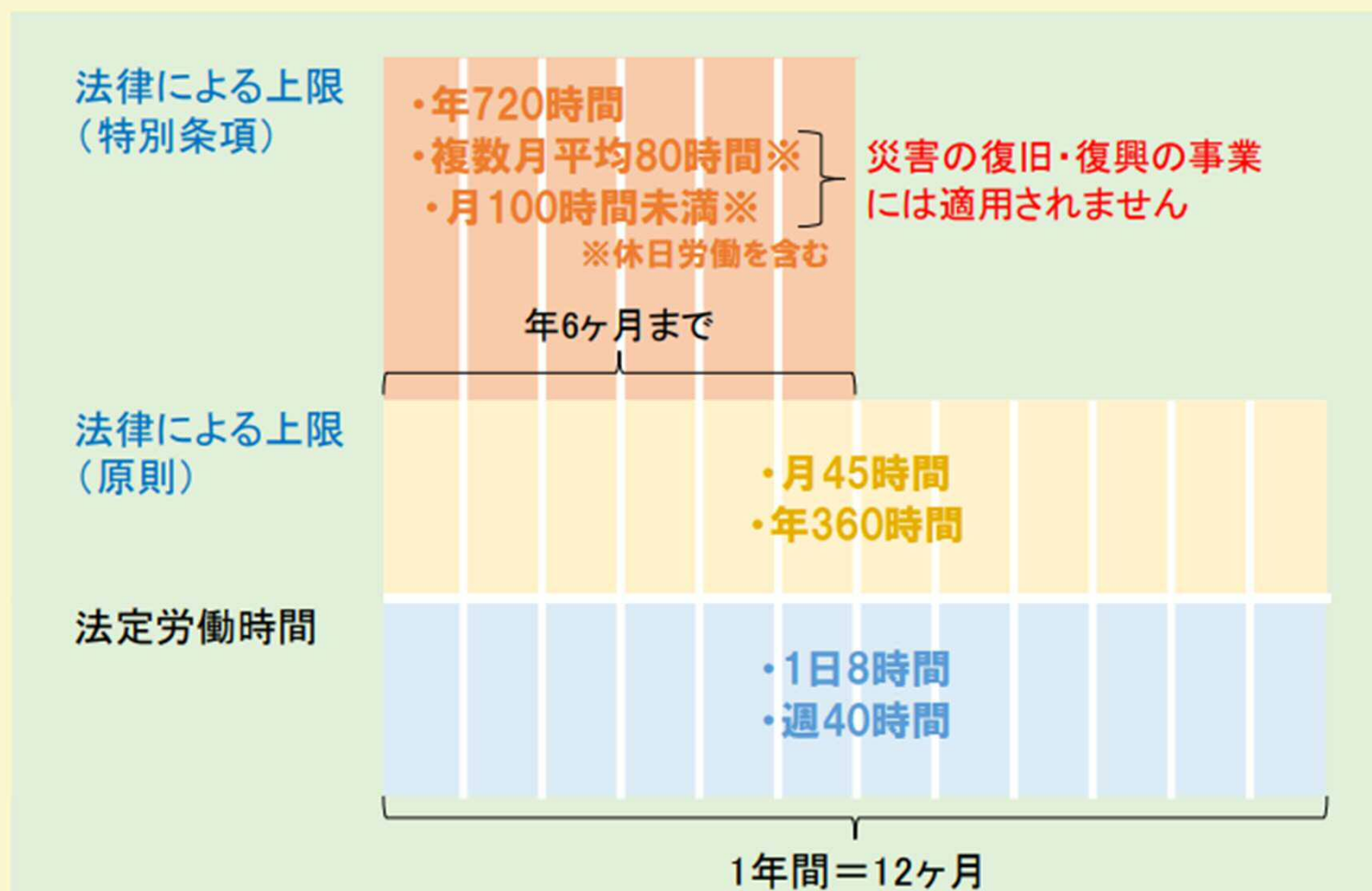
(1) 時間外労働の上限規制

- ・原則として月45時間・年360時間
- ・臨時的な特別の事情がある場合でも上回ることはできない上限
 - ① 時間外労働が年720時間以内
 - ② 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ③ 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月の平均が全て1月当たり80時間以内
 - ④ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

(2) 建設業の取り扱い

- ・令和6年3月31日まで・・・上限規制は適用されません。
- ・令和6年4月1日以降・・・①災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
 - ②災害の復旧・復興の事業に関しては、上記(1)②③は適用されません。

<上限規制のイメージ>



厚生労働省では、働き方改革特設サイト「時間外労働の上限規制」において、上記の時間外労働の上限規制について詳しく説明するとともに、働き方改革に対応するための、支援ツール等を掲載しています。

○時間外労働の上限規制(働き方改革特設サイト): <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

最新データから見る適正工期(1)

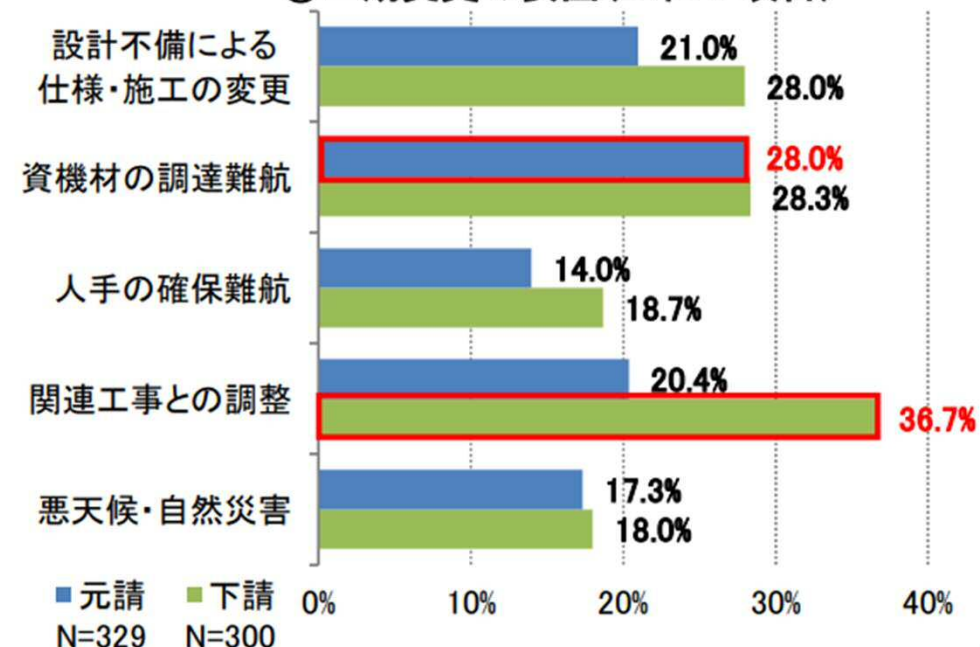
～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より～

■工期の変更要因として「関連工事との調整」及び「資機材の調達難航」が多い

実際に工期の変更があった要因について、元請企業は「資機材の調達難航」の回答が、また下請企業の場合には「関連工事との調整」の回答が最も多い結果となりました。

このような工期変更を未然に防ぎ、当初発注時から適正な工期を確保するためには、下請企業を含めた工事全体の工程管理を適切に行うとともに、近年の資機材の納入遅れ等を考慮した工期設定が重要です。

④工期変更の要因(上位5項目)



最新データから見る適正工期(2)

～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より～

■「注文者－受注者間の協議」が適正な工期設定に繋がる

工期設定の際に、受発注者間で協議を行い、受注者の要望が受け入れられた場合には「適正な工期」の割合が82%でした。

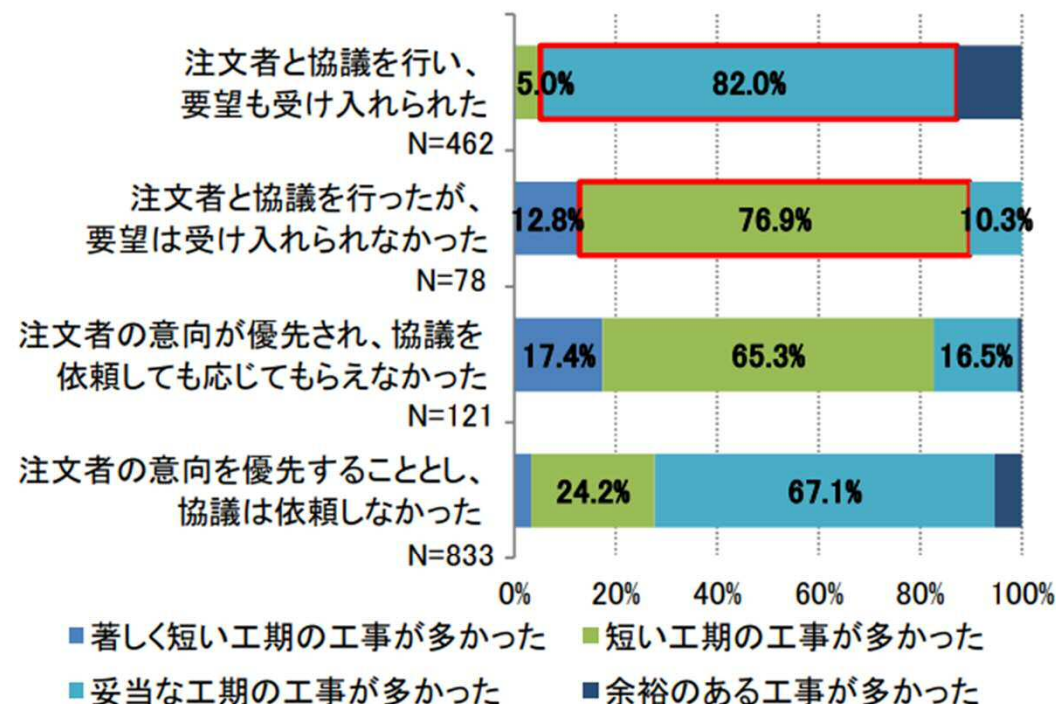
しかし要望が受け入れられなかった場合には、「短い工期」の割合が77%を占めました。

受注者側の事情等への理解を含め、受発注者間でしっかりと協議を行うことで、適正な工期の設定に一步近づきます。

また発注者(施主)においても、適正な工期設定に必要な取組として、「受注者が、発注者に対して適正な工期を説明すること」を挙げられています。

受発注者間で積極的に協議を実施し、協働して適正な工期設定を推進していきましょう。

⑤工期設定における協議状況と工期の関係



工期に関する受発注者の責務

～中央建設業審議会「工期に関する基準」より～



発注者の責務

発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保など、建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する必要があります。

また、各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う必要があります。



受注者の責務

受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で適正な工期で請負契約を締結する必要があります。

また、受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者その旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めなければなりません。

下請負人を含む受注者は建設工事の適正な工期の見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が見込まれない請負契約の締結（工期のダンピング）は行てはなりません。

発注者が取り組むべき事項

適切な工期設定のためには、受発注者がそれぞれの責務を果たす必要があります。
工期設定で発注者が取り組むべき事項について、国土交通省における取組と併せて示します。

基本的な考え方

発注者が経験則から想定したり、設計者の協力を踏まえつつ工期を概算する場合でも、受発注者の双方合意のうえで工期を決定することが必要です。受注者が適正な工期で見積りを提出できるよう、発注者は、設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注(候補)者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期についての希望を受注(候補)者に伝達した上で、これらの見積りを受注(候補)者に依頼することが求められています。

受注者が取り組むべき事項

建設工事の工期については、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮されるように設定することは勿論、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるよう、全工程を通して適切に設定することが必要です。

基本的な考え方

発注者向け調査結果では、「適正な工期確保のために必要なこと」として、「受注者が、発注者に対し施工に必要な工期を説明すること」の回答が多く挙げられています。工期設定にあたって、受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めることが必要です。

建設業法における関連条文

以下のような事例は、建設業法違反のおそれがあります。

第 19 条の 3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

○法令違反のおそれがある例：原材料費等の高騰や納期遅延が発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について、協議に応じない、必要な変更契約を行わない場合

第 19 条の 5（著しく短い工期の禁止）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○法令違反のおそれがある例：下請負人の責めに帰さない理由（前工程の遅れ等）により工期を変更する際、変更後の下請工事期間が通常よりもかなり短い期間での下請契約の場合

第 20 条の 4（建設工事の見積り等）

建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあっては入札を行うまでに、第十九条第一項第一号及び第三号から第十六号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

○法令違反のおそれがある例：元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

受発注者間の工期設定は、それ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、変更理由とその影響を明らかにした工期変更、下請契約に係る工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行わなければならない。

工期の設定において考慮すべき事項



工期全般にわたって考慮すべき事項

降雨・降雪日や台風などの自然要因、週休 2 日の確保など休日・(法定外)労働時間、現場の状況に伴う制約条件、関係者間の調整や行政への申請など、工期に影響を与える様々な要素を考慮する必要があります。



工程別に考慮すべき事項

工期は大きく準備・施工・後片付けの 3 段階に分けられます。準備の段階では資材調達・人材確保等に要する時間を、施工の段階では工程ごとの特徴・進捗管理等を、後片付けの段階では完了検査や原形復旧、清掃に必要な時間等を考慮する必要があります。



分野別に考慮すべき事項

民間発注の建設工事では、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの 4 分野が大きな割合を占めています。これらの分野については、それぞれの工事の特性を理解し、受発注者間及び元請・下請間において適切に協議し合意を図ったうえで、適正な工期を設定する必要があります。

＜全工程に共通する事項＞

自然要因/休日/イベント/制約条件/契約方式/関係者との調整/行政への申請/労働・安全衛生/工期変更 等

＜各工程において考慮すべき事項＞

準備	施工							後片付け等
	基礎	土工	躯体	シールド	設備	機器製作・搬入	内装仕上げ	周辺状況

・資機材調達や人材確保
・資機材の管理や周辺設備
・その他

・地下水及び地下埋設物の存在
・掘削土の搬出

・養生期間
・先行作業
・足場計画

・大型機器の製作・搬入
・受電の時期
・設備の総合試運転調整

・完了検査
・引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
・原形復旧条件

・労働者や建設資材の投入量や採用している工法等と工期の関係を確認

＜その他考慮すべき事項＞

・分野別の考慮（住宅・不動産分野／鉄道分野／電力分野／ガス分野）
・働き方改革、生産性向上に向けた取組
・著しく短い工期と疑われる場合の対応
・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
・「工期に関する基準」の見直し

完
成

※特に設計変更が行われる場合には、工期の変更が認められないケースが多いため、重点的に確認

適切な工期設定のためのチェックリスト

工期全般にわたって考慮すべき事項

工期設定に関わる要因・条件		確認※
自然要因	降雨日・降雪日(雨休率の設定等)	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制期間が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体(農業・漁業組合等)、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
行政への申請	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	
(備考) 条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載(例:〇〇頃に協議完了予定等)		

※○:条件を明示し、工期に反映済
△:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映

適切な工期設定のためのチェックリスト

工程別に考慮すべき事項

工期設定に関わる要因・条件		確認※
準備	資材や労務の調達に要する時間※ ※新型コロナによる生産・供給制約による納入遅れ、職種や地域毎の特定の人材不足の影響も考慮	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設設備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
施工	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当り搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	
（備考） 条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載（例：〇〇頃に協議完了予定等）		

※○：条件を明示し、工期に反映済

△：条件を一部明示し、工期に反映済

×：条件が明示できず、工期に未反映

適正な工期設定に 役立つサイト・相談窓口

参考事例がわかるサイトの紹介

働き方改革と生産性向上を推進し、適正な工期の確保を目指すにあたっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例も参考にして創意工夫を行ってください。

【工期に関する基準 参考事例集】 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357460.pdf>

【週休2日達成に向けた取組の好事例集】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

建設業法令遵守ガイドライン

受発注者間だけでなく、元請負人と下請負人の間で交わされる下請契約も建設業法に基づく請負契約であり、建設業法に従った契約が必要です。本ガイドラインでは、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことで、下請契約における適正な工期や請負代金の設定を図ることを目的としています。

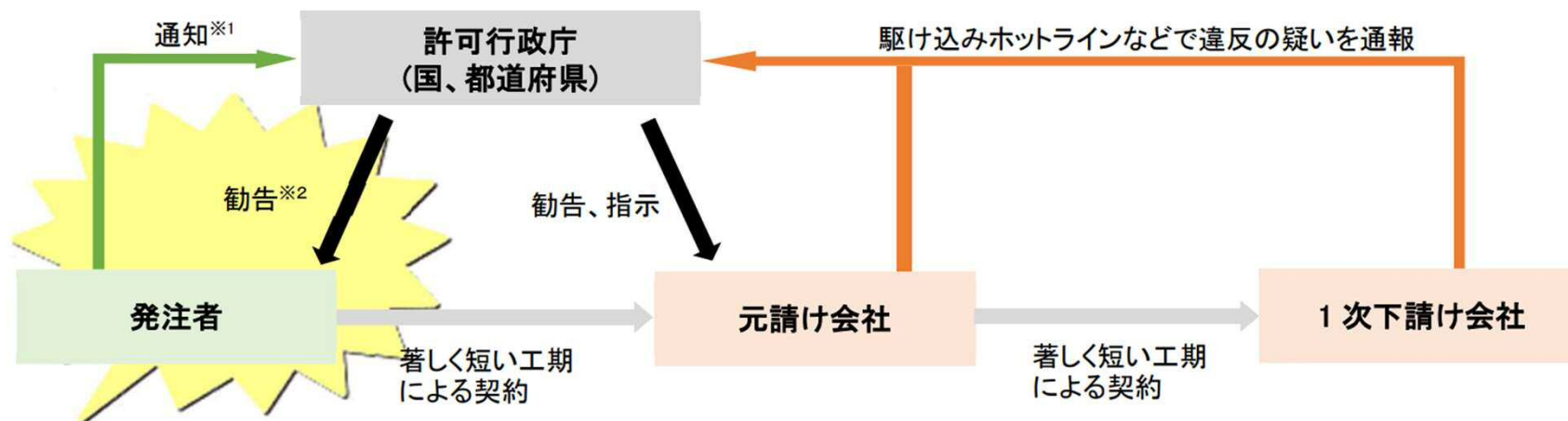
【建設業法令遵守ガイドライン】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

適正な工期設定に 役立つサイト・相談窓口

駆け込みホットラインの紹介

著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは、建設業法第19条の5の「著しく短い工期の禁止」の規定に違反するおそれがあります。建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「駆け込みホットライン」が各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず通報・相談することができます。

【建設業違反通報窓口 駆け込みホットライン】 <https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>



※1 元請け会社が著しく短い工期で下請け契約を締結していると疑われる場合は、公共発注者が許可行政庁にその旨を通知しなければならない(入契法)

※2 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して勧告を行うことができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表できる(建設業法)

御清聴ありがとうございました。